

岩手県告示第104号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和3年2月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社みどり薬局	奥州市水沢字柳町16番地 2	訪問看護ステーションみ どり	奥州市水沢字大町66番地	令和元年9月30日

2 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社みどり薬局	奥州市水沢字柳町16番地 2	訪問看護ステーションみ どり	奥州市水沢字大町66番地	令和元年9月30日